

<p>意見を述べること</p> <p>9 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ずること</p> <p>10 農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の業務及び会計の状況について検査を行うこと（常例検査を除く。）</p> <p>11 農業協同組合及び農事組合法人の業務及び会計の状況について検査を行うこと</p> <p>12 農業協同組合と当該組合の組合員との組合施設に係る専用契約を取り消すこと</p> <p>13 農事組合法人の設立、解散、合併及び定款変更の届出を受理すること</p> <p>14 佐賀県農業協同組合法施行規則の規定による報告及び届出を受理すること</p> <p>15 経営分析実施組合の選定及び調査に關すること</p> <p>16 森林組合の共済規程、信託規程及び林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止を承認すること</p> <p>17 森林組合の分担金徴収を許可すること</p> <p>18 信託の引受けを行う森林組合の受託及び管理方法の変更の許可並びに受託者の解任を行うこと</p> <p>19 森林組合の組合員その他の利害関係人の請求により仮理事の選任等を行うこと</p> <p>20 森林組合の定款変更を認可すること</p> <p>21 森林組合の設立、解散及び合併を認可すること</p> <p>22 森林組合の設立の認可を取り消すこと</p> <p>23 森林組合及び森林組合連合会から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ずること</p> <p>24 森林組合の業務及び会計の状況について検査を行うこと</p> <p>25 森林組合及び森林組合連合会と当該組合の組合員との組合施設に係る専</p>	<p>用契約を取り消すこと</p> <p>26 佐賀県森林組合法施行細則の規定による報告及び届出を受理すること</p> <p>27 漁業協同組合の信用事業規程、共済規程及び信託規程の設定、変更及び廃止を認可すること</p> <p>28 漁業協同組合、県の区域の一部を地区とする漁業協同組合連合会（以下「県区域未滿漁協連合会」という。）、水産加工業協同組合及び漁業生産組合の組合員その他の利害関係人の請求により仮理事の選任等を行うこと</p> <p>29 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合の定款変更を認可すること</p> <p>30 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合の設立、解散及び合併を認可すること</p> <p>31 漁業協同組合及び県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合の設立の認可を取り消すこと</p> <p>32 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ずること</p> <p>33 漁業協同組合連合会の業務及び会計の状況について検査を行うこと（常例検査を除く。）</p> <p>34 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合の業務及び会計の状況について検査を行うこと</p> <p>35 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会及び水産加工業協同組合と当該組合及び連合会の組合員との組合施設に係る専用契約を取り消すこと</p> <p>36 水産業協同組合法施行細則の規定による報告及び届出を受理すること</p> <p>37 水産業協同組合法に基づき申請書を進達すること</p>
--	---

26 佐賀県森林組合法施行細則の規定による報告及び届出を受理すること
 27 漁業協同組合の信用事業規程、共済規程及び信託規程の設定、変更及び
 廃止を認可すること
 28 漁業協同組合、県の区域の一部を地区とする漁業協同組合連合会（以下
 「県区域未滿漁協連合会」という。）、水産加工業協同組合及び漁業生産
 組合の組合員その他の利害関係人の請求により仮理事の選任等を行うこと
 29 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生
 産組合の定款変更を認可すること
 30 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生
 産組合の設立、解散及び合併を認可すること
 31 漁業協同組合及び県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業
 生産組合の設立の認可を取り消すこと
 32 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産
 組合から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ずること
 33 漁業協同組合連合会の業務及び会計の状況について検査を行うこと（常
 例検査を除く。）
 34 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会、水産加工業協同組合及び漁業生
 産組合の業務及び会計の状況について検査を行うこと
 35 漁業協同組合、県区域未滿漁協連合会及び水産加工業協同組合と当該組
 合及び連合会の組合員との組合施設に係る専用契約を取り消すこと
 36 水産業協同組合法施行細則の規定による報告及び届出を受理すること
 37 水産業協同組合法に基づき申請書を進達すること

課長専決事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の水産課の輸出水産物製造事業場に関する事務の項を削り、同表の水産課の漁船及び小型船舶に関する事務の項の事務の種類を削り、同表の第六号中「及び小型船舶等」を削り、同表の建設・技術課の建設副産物に関する事務の項の課長専決事務の欄中「建設副産物の処理計画に関する事務を処理すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 建設副産物の取扱方針に関すること
- 2 建設副産物再生施設の指定に関すること

別表第二のまちづくり推進課の都市計画に関する事務の項の知事の決裁を受けるべき事務の欄を次のように改める。

都市計画区域の指定、変更及び廃止に関すること

別表第二のまちづくり推進課の都市計画に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号中「(知事の決裁を受けるべきものを除く。)」を削り、同項の欄の第三号及び第四号を削り、同項の課長専決事務の欄の第三号中「関すること」の下に「(下水道に係るものを除く。)」を加え、同欄の第六号を次のように改める。

- 6 都市計画法第3章第1節の規定による開発行為等の規制に関すること
(開発行為等の規模が1万m²以上のもの及び開発審査会の議を経るもの並びに都市計画法施行条例第6条第1項第2号の開発行為及び条例第7条第2号の新築等に限る。)

別表第二のまちづくり推進課の土地区画整理に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号とし

て次のように加える。

- 1 土地区画整理法の規定による土地区画整理事業の施行、事業計画、換地計画等の認可等に関すること

別表第二のまちづくり推進課の土地区画整理に関する事務の項の課長専決事務の欄中第六号を次のように改める。

- 6 法第5章の規定による施行者に対する監査に関すること

別表第二のまちづくり推進課の土地区画整理に関する事務の項の課長専決事務の欄中第七号を削り、同表のまちづくり推進課の都市公園及び景観に関する事務の項の事務の種類を削り、同表のまちづくり推進課の都市公園及び景観に関する事務の欄を次のように改める。

都市公園整備の基本計画に関すること

別表第二のまちづくり推進課の都市公園及び景観に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

まちづくり推進課	景観に関する事務	景観づくりの基本計画に関すること	1 景観づくり施策の実施に関すること 2 景観法に基づき市町村が景観行政団体となることについて同意に関すること

別表第二の下水道課の下水道に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 佐賀県汚水処理整備構想の策定に関する事
- 2 下水道法第2条の2の規定による流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に関する事

別表第二の下水道課の下水道に関する事務の項の課長専決事務の欄に次のように加える。

- 6 市町村等が施行する都市計画事業及び事業計画変更の認可に関する事(下水道に係るものに限る。)
- 7 公共下水道等の整備構想の変更に関する事

別表第二の下水道課の浄化槽に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄の第一号から第三号までを次のように改める。

- 1 浄化槽整備事業の実施に関する事
- 2 浄化槽保守点検業者の登録の拒否に関する事
- 3 浄化槽保守点検業者の登録の取消し等の決定に関する事

別表第二の農山漁村課の農業振興地域の整備に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第五号から第七号までを削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 農用地区域内における開発行為の許可に関する事
- 2 特定利用権の設定等に関する事

別表第二の農山漁村課の農業水利に関する事務の項の本部長専決事務の欄及び課長専決事務の欄を次のように改める。

	<ul style="list-style-type: none"> 1 水利権の申請等に関する事 2 農業水利に関する事務を処理する事
--	--

別表第二の農山漁村課の海岸に関する事務(国土交通省港湾局所管の部分を除く。)の項の本部長専決事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第

五号を削り、第六号を第四号とし、同項の課長専決事務の欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 2 海岸保全区域等の管理に係る市町村長との協議に関する事
- 3 海岸保全に係る国の回鑿工事に関し意見を述べること

別表第二の農山漁村課の地すべり事業に関する事務(農林水産省農村振興局所管の部分に限る。)の項の本部長専決事務の欄中第一号から第三号までを削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 6 地すべり等防止区域海事業計画の作成の督促及び承認に関する事

別表第二の農山漁村課の地すべり事業に関する事務(農林水産省農村振興局所管の部分に限る。)の項の課長専決事務の欄中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次のように加える。

- 1 地すべり等防止区域の指定について意見を述べること
- 2 地すべり等防止工事基本計画の作成に関する事

別表第二の農山漁村課の農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 3 農地災害復旧事業の計画概要書を提出する事

別表第二の農山漁村課の農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務の項の課長専決事務の欄に次のように加える。

- 1 農地災害復旧事業の計画決定及び計画変更に関する事

別表第二の農山漁村課の漁港に関する事務の項の課長専決事務の欄の第七号中「利用認可及び変更、」を削り、同表の農地整備課の土地改良法に係る手続に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第四号中「計画変更」を「重要な計画変更」に改め、同表の農地整備課の国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第十七号を第十九号とし、第

十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 入植者及び増反者の選考決定に関する事

別表第二の農地整備課の国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務の項の課長専決事務の欄中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄の第九号中「澤窪」を「窪」に改め、同号を同欄の第十号とし、同項の同欄中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

1 開拓及び干拓の用地の土地配分計画を決定すること

別表第二の河川砂防課の河川に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第三号を削り、同項の課長専決事務の欄中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

1 低平地排水対策の総合調整に関する事

別表第二の河川砂防課の公有水面に関する事務の項の課長専決事務の欄中第九号を削り、同表の河川砂防課の水防に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、第一号から第四号までとして次のように加える。

- 1 水防管理団体の指定に関する事
- 2 洪水予報河川の指定に関する事
- 3 浸水想定区域の指定に関する事
- 4 水防警報河川の指定に関する事

別表第二の河川砂防課の砂利及び岩石の採取に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第十号から第十二号までを削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄の第四号及び第五号中「開すること」の下に「(河川砂利に係るものを除く。)」を加え、同欄中第五号を第七号とし、第一号から第四号ま

でを二号ずつ繰り下げ、第一号及び第二号として次のように加える。

- 1 砂利採取法第23条の規定による緊急措置命令等に関する事
- 2 採石法第33条の13の規定による緊急措置命令に関する事

別表第二の河川砂防課の砂防に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号から第三号までを削り、同項の課長専決事務の欄中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号から第三号までとして次のように加える。

- 1 土石流対策の総合調整に関する事
- 2 砂防所要地の指定の申請に関する事
- 3 砂防の事業計画の決定に関する事

別表第二の河川砂防課の地すべりに関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号から第三号までを削り、同項の課長専決事務の欄中第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号から第三号までとして次のように加える。

- 1 地すべり等防止区域の指定について意見を述べること
- 2 地すべり等防止工事基本計画の作成に関する事
- 3 地すべり等防止関連事業計画の作成の勧告及び承認に関する事

別表第二の河川砂防課の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事務の項の次に次のように加える。

河川砂防課	土木災害に関 する事務			1 公共土木災 害の被害報告 に関する事 2 公共土木災 害復旧事業の 国庫負担の申 請に関する事 と 3 公共土木災
-------	----------------	--	--	---

				<p>害復旧事業の設計協議及び設計変更の認可申請に関すること</p> <p>4 過年度公共土木災害復旧事業要望書の提出に関すること</p> <p>5 市町村施行の公共土木災害復旧事業に係る在庫負担率の算定承認に関すること</p> <p>6 市町村公共土木災害復旧事業の指導及び監督並びに成工認定の承認申請書の提出に関すること</p> <p>7 災害復旧単独事業の計画の決定及び変更に関すること</p>
--	--	--	--	--

別表第二の河川砂防課の鉦害対策の調整に関する事務の項の事務の種類の中「〇継続」を削り、同項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

鉦業権設定等についての協議に関すること

別表第二の森林整備課の林道の整備に関する事務の項を次のように改める。

森林整備課	森林の基盤整備に関する事務		<p>1 森林の基盤整備の計画及び実施に関すること</p> <p>2 林道災害復旧事業の計画及び実施に関すること</p> <p>3 林道の管理に関すること</p>

別表第二の森林整備課の治山に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

- 3 地すべり防止区域の指定について意見を述べること
- 4 地すべり防止工事基本計画の作成に関すること

別表第二の森林整備課の緑化の推進に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「緑化の基本計画を決定すること」を削り、同項の課長専決事務の欄の第一号中「緑化事業」を「緑化基本計画の決定並びに緑化事業」に改め、同表の道路課の道路事業に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号を次のように改める。

- 1 重要な新規道路事業箇所の決定に関すること

別表第二の道路課の道路事業に関する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

- 1 道路事業箇所の決定に関すること

別表第二の港湾課の港湾の整備及び管理に関する事務の項の知事の決裁を受

けるべき事務の欄を次のように改める。

重要港湾の整備方針に関する事

別表第二の港湾課の港湾の整備及び管理に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号を次のように改める。

1 港湾計画の策定及び変更に関する事

別表第二の港湾課の港湾の整備及び管理に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 国土交通大臣が定める基本方針に対する意見の申出に関する事

別表第二の港湾課の港湾の整備及び管理に関する事務の項の課長専決事務の欄中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号及び第二号として次のように加える。

1 地方港湾の事業計画の決定に関する事

2 港湾施設の認定の申請に関する事

別表第二の港湾課の海岸の整備及び管理に関する事務(国土交通省港湾局所管の部分に限る。)の項の本部長専決事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項の課長専決事務の欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次のように加える。

1 海岸保全に係る国の直轄工事に關し意見を述べること

2 海岸保全区域等の管理に係る市町村長との協議に関する事

別表第二の港湾課の公有水面の埋立に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第三号及び第四号を削り、同項の課長専決事務の欄中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号及び第二号として次のように加える。

1 埋立工事施行区域内における公有水面に存する工作物その他の物件の除

去命令(港湾区域内に存するものに限る。)に関する事

2 公有水面埋立法第32条、第33条及び第36条の規定による矯正命令、原状回復命令等の処分(港湾区域内に係るものに限る。)に関する事

別表第二の財務課の県歳入歳出予算その他の県財政に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号中「及び流用」を削り、同欄中第六号を削り、同表の財務課の土地開発基金の管理に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「無償が専決することができるもの以外の計画の変更に関する事」とを「変更に関する事」とに改め、同項の課長専決事務の欄中「土地開発基金に係る土地取得計画の変更のうち、道路、河川、公園等同一事業区域内であって当該土地取得計画決定額の範囲内での箇所変更に関する事」を削り、同表の用度管財課の集中管理車に関する事務の項を削り、同表を別表第三とする。

別表第一中第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げ、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第1(第2条の2関係)

事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、出納長、本部長、副本部長、部長、副部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総括政策監及び政策監	自己の旅行命令に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監、政策監及び出納局長(企画・経営グループ等(組織規則第22条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第23条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)が置かれた場合に限る。)	課又は企画・経営グループ等に所属する職員の旅行命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、出納長、本部長、副本部長、部長、副部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総括政策監及び政策監	自己の年次休暇の処理に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監、政策監及び出納局長(企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。)	課又は企画・経営グループ等に所属する職員の年次休暇の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	副知事、出納長、本部長、副本部長、部長、副部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総括政策監、政策監	自己の週休日の振替に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監、政策監及び出納局長(企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。)	課又は企画・経営グループ等に所属する職員の週休日の振替に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	副知事、出納長、本部長、副本部長、部長、副部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総括政策監、政策監	自己の休日の代休日の指定に関すること
	課長並びに副本部長、総括政策監、政策監及び出納局長(企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。)	課又は企画・経営グループ等に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること

別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号を削り、同項の係長専決事務の欄の第三号中「ちひ和彦章の任察」を「田登和彦」に改め、同表の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の項の係長専決事務の欄の第一号を次のように改める。

- 1 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賞金、旅費及び公課費に係る支出負担行為の確認及びこれに伴う支出に関する事

別表第四の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の項の係長専決事務の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 上記以外の節に係る1件(個々の契約金額)100万円未満の支出負担行為の確認及びこれに伴う支出に関する事

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 西部印刷企画(株)